

平成 17 年 9 月 27 日



各 位

会社名 神 鋼 電 機 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 佐 伯 弘 文
(コード番号 6507 東証 第一部)
問合せ先 総務人事部 法務・広報グループ長
小 島 茂
(TEL 03(5473)1800)

2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 9 月 27 日開催の取締役会において、2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社 債 の 名 称 神鋼電機株式会社 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)
2. 本 社 債 の 発 行 総 額 6,000,000,000 円
3. 本 社 債 の 発 行 価 額 本社債額面金額の 100%(各本社債額面金額 5,000,000 円)
4. 本新株予約権の発行価額 無償とする。
5. 払 込 期 日 及 び 発 行 日 2010 年 10 月 14 日(スイス時間)
6. 募 集 に 関 する 事 項
 - (1) 募 集 方 法 Mizuho International plc, London, Zurich Branch(以下「MIZ」という。)をブックランナー兼共同主幹事引受会社、Nomura Bank (Switzerland) Ltd.を共同主幹事引受会社とする幹事引受会社の総額個別買取引受によるスイス連邦を中心とする海外市場(但し、米国を除く。)における募集。但し、買付の申込は条件決定の日(下記 7.(3)に定義される。)の翌日午前 8 時(日本時間)までに行われるものとする。
 - (2) 発行価格(募集価格) 本社債額面金額の 102.5%
7. 本新株予約権に関する事項
 - (1) 本 新 株 予 約 権 の 目 的 である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」と総称する。)する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、本新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使の結果、単元未満株式が発生する場合には、商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。
 - (2) 本新株予約権の総数 1,200 個
 - (3) 本 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 払 込 を な す べ き 額 本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。
当初転換価額
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、当初、当社の取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、本新株予約権付社債に係る条件決定の日(平成 17 年 9 月 27 日)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値に 1.1 を乗じ

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

た額を下回らない範囲で、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

転換価額の修正

2006年10月17日及び2007年10月17日(いずれも日本時間。以下、それぞれ「第1決定日」及び「第2決定日」という。)まで(同日を含む。)の各10連続取引日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所又はその他の日本国内の証券取引所(適用ある場合。)における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値に、1円未満の端数を切上げた金額(以下「決定日価額」という。)が、各決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1決定日に係る修正については2006年10月31日、第2決定日に係る修正については2007年10月31日(いずれも日本時間。以下、それぞれ「第1効力発生日」、「第2効力発生日」という。)以降、当該各決定日価額に修正される。但し、いずれの場合においても、上記の計算の結果算出される金額は、第1決定日に有効な転換価額(下記と同様の調整に服する。)の80%未満とはならないものとする。なお、各決定日の翌日から各効力発生日(当日を含む。)までの間に、下記に従い転換価額が調整された場合は、上記により算出された転換価額は更に調整される。

転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(但し、当社の保有する自己株式数を除く。)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割・併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行等が行われる場合、その他一定の事由が生じた場合にも、適宜調整される。

- (4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の理論的価値と、本社債に利息を付さないこと、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は上記(3)の定めに従い決定される額とする。

- (5) 新株の発行価額中の資本組入額
- (6) 本新株予約権の行使請求期間

資本組入額は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果として1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げた額とする。2005年10月28日から2010年9月30日の銀行営業終了時まで(いずれもルクセンブルグ時間)とする。ただし、下記8.(5)(イ)に定める期中繰上償還の場合には、当該償還日に先立つ5銀行営業日前の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとし、本新株予約権付社債の所持人の選択により本社債が繰上償還される場合には、償還日である2008年10月14日に先立つ8銀行営業日前の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとし、期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2010年9月30日(ルクセンブルグ時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。(「銀行営業日」とは、チューリッヒ、ルクセンブルグ及び東京において銀行が営業している日をいう。)

ご注意：この文書は、当社が2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- (7) その他の本新株予約権の行使の条件
- (8) 代用払込に関する事項
- (9) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件
- (10) 本新株予約権の期中行使があった場合の配当金の取扱い

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号により、本新株予約権を行使したときは、当該本新株予約権に係る本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

消却事由は定めない。

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式に関する利益配当金又は中間配当金（商法第 293 条ノ 5 による金銭の分配）は、当該行使の効力発生日の属する配当計算期間（3 月 31 日及び 9 月 30 日に終了する各 6 ヶ月の期間をいう。）の期初に本新株予約権行使の効力が発生したものとみなして、これを支払う。

- (11) 新株予約権行使受付場所（新株予約権行使受付代理人）

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.（以下「MTBL」という。）の本店

8. 本社債に関する事項

- (1) 額面総額及び発行総額
- (2) 各本社債の額面金額
- (3) 本社債の利率
- (4) 満期償還
- (5) 繰上償還

6,000,000,000 円

5,000,000 円

本社債には利息は付さない。

2010 年 10 月 14 日（スイス時間）に、本社債額面金額の 100%で償還する。

(イ)当社の選択による繰上償還

130%コールオプション条項

東京証券取引所又はその他の日本国内の証券取引所（適用ある場合。）における当社普通株式の普通取引の終値が、30 連続取引日（終値のない日を除く。）にわたり、当該各取引日において適用のある転換価額（上記 7.（3）に定義される。）の 130%以上であった場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前の通知を行うことにより、2008 年 10 月 14 日以降 2010 年 10 月 13 日までの間、残存本社債の全部（一部は不可。）を額面金額の 100%で償還することができる。その場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対する通知を、上記 30 連続取引日の最終取引日から 30 日以内に行うものとし、また上記 30 連続取引日の最終取引日から 15 日以内に MIZ に対して書面にて残存する本新株予約権付社債全額を償還する旨を通知しなければならない。

株式交換・株式移転による繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、当社は、当該株式交換又は株式移転の効力発生日前に、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前の通知を行うことにより、2005 年 10 月 14 日以降、いつでも、残存本社債の全部（一部は不可。）を当該額面金額に対する次の割合で償還することができる。

2005 年 10 月 14 日から 2006 年 4 月 13 日まで 額面金額の 102.25%

2006 年 4 月 14 日から 2006 年 10 月 13 日まで 額面金額の 102%

2006 年 10 月 14 日から 2007 年 4 月 13 日まで 額面金額の 101.75%

2007 年 4 月 14 日から 2007 年 10 月 13 日まで 額面金額の 101.5%

2007 年 10 月 14 日から 2008 年 4 月 13 日まで 額面金額の 101.25%

2008 年 4 月 14 日から 2008 年 10 月 13 日まで 額面金額の 101%

2008 年 10 月 14 日から 2009 年 4 月 13 日まで 額面金額の 100.75%

2009 年 4 月 14 日から 2009 年 10 月 13 日まで 額面金額の 100.5%

2009 年 10 月 14 日から 2010 年 4 月 13 日まで 額面金額の 100.25%

2010 年 4 月 14 日から 2010 年 10 月 13 日まで 額面金額の 100%

税制変更による繰上償還

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

日本国の税制の変更により本社債の支払いに関し、追加額支払いの義務が発生したこと又は発生しうることを MIZ に了解させた場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前の通知を行うことにより、2005 年 10 月 14 日以降、いつでも、残存本社債の全部（一部は不可。）を額面金額の 100% で償還することができる。

上場廃止による繰上償還

当社が当社普通株式の東京証券取引所又はその他の日本国内の証券取引所における上場を維持しようと最大限の努力を尽くしたにもかかわらず、同株式の上場が廃止され、その結果、当社普通株式が日本国内の証券取引所において取引されることがなくなった場合、当社は、当該上場廃止の効力発生日前に、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前の通知を行うことにより、2005 年 10 月 14 日以降、いつでも、残存本社債の全部（一部は不可。）を当該額面金額に対する次の割合で償還することができる。

2005 年 10 月 14 日から 2006 年 4 月 13 日まで	額面金額の 102.25%
2006 年 4 月 14 日から 2006 年 10 月 13 日まで	額面金額の 102%
2006 年 10 月 14 日から 2007 年 4 月 13 日まで	額面金額の 101.75%
2007 年 4 月 14 日から 2007 年 10 月 13 日まで	額面金額の 101.5%
2007 年 10 月 14 日から 2008 年 4 月 13 日まで	額面金額の 101.25%
2008 年 4 月 14 日から 2008 年 10 月 13 日まで	額面金額の 101%
2008 年 10 月 14 日から 2009 年 4 月 13 日まで	額面金額の 100.75%
2009 年 4 月 14 日から 2009 年 10 月 13 日まで	額面金額の 100.5%
2009 年 10 月 14 日から 2010 年 4 月 13 日まで	額面金額の 100.25%
2010 年 4 月 14 日から 2010 年 10 月 13 日まで	額面金額の 100%

クリーンアップ繰上償還

当初発行された本新株予約権付社債の額面金額の総額の 90% 以上について、本新株予約権が行使され、又は買入消却された場合、当社は、本新株予約権付社債の所持人に対して 30 日以上 60 日以下の事前の通知（撤回不可。）を行うことにより、当該通知において指定した日における残存本社債の全部（一部は不可。）を額面金額の 100% で償還することができる。

(ロ)本新株予約権付社債の所持人の選択による繰上償還

本新株予約権付社債の所持人は、2008 年 9 月 17 日から 2008 年 9 月 29 日までの期間（いずれもルクセンブルグ時間）行使請求書（撤回不可。）を付して、その所持する本新株予約権付社債券を支払行使代理人（MTBL）に預託することにより、2008 年 10 月 14 日において、当社に対し、当該本社債の額面金額の 100% で償還することを請求することができる。但し、本新株予約権付社債券を預託した場合であっても、2008 年 10 月 14 日に先立つ 8 銀行営業日前の銀行営業終了時（ルクセンブルグ時間）までの間は、本新株予約権を行使する旨の通知を MTBL にした場合、本新株予約権付社債の所持人は、本社債要項に従い本新株予約権を行使する権利を留保する。

(6) 買 入 消 却

当社又は当社の子会社は、適用ある法と規則に従い、MIZ を通して、いつでもいかなる価額でも本新株予約権付社債を買入れることができる。当社又は子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合、当社又は子会社は、買入れた本新株予約権付社債を消却のため MTBL に提出することができ、MTBL は、提出された本新株予約権付社債を消却するものとする。本社債と一体をなす本新株予約権は、消却と同時に放棄され、喪失するものとする。

(7) 債務不履行等による 強 制 償 還

本新株予約権付社債に関する支払い義務の不履行その他本社債要項に定める一定の事由が発生し、MIZ が残存本新株予約権付社債の期限の利益喪失宣言の通知をした場合には、当該通知を受領した後 15 日以内に、当該事由が治癒され又は本社債要項所定のその他の措置が取られない限り、当社は、残存本社債の全部につき期限の利益を喪失し、額面金額で償還しなければならない。

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

- | | | |
|------|------------|-------------------------|
| (8) | 社債券の様式 | 無記名式新株予約権付社債券 |
| (9) | 本社債の担保又は保証 | 本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。 |
| (10) | 財務上の特約 | 担保設定制限が付される。 |
| 9. | 上場取引所 | 該当事項なし。 |
| 10. | その他 | 安定操作取引は行わない。 |

以 上

ご注意：この文書は、当社が2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ご参考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額 59 億 5 千万円は、主として借入金の返済に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 会社収益への影響

借入金を返済することにより、金融費用の削減が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、配当については、業績、財務状況等を勘案して、実施することとしております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記の基本方針及び当該年度の業績に基づき総合的に判断し、決定することとしております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、財務体質の強化を図りながら研究開発投資、生産性向上のための設備投資等に充当していく所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 15 年 3 月期	平成 16 年 3 月期	平成 17 年 3 月期
1 株当たり当期純利益	15.13 円	5.39 円	7.56 円
1 株当たり配当金	1 円	2.5 円	3.0 円
実績配当性向	6.6%	46.4%	39.7%
株主資本純利益率	15.9%	5.1%	6.7%
株主資本配当率	1.0%	2.3%	2.6%

(注) 1. 各決算期の株主資本純利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 平成 15 年 3 月期から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第 2 号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 4 号)を適用しております。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定であるため、算出しておりません。

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(2)過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

行われたエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	153 円	171 円	329 円	294 円
高 値	280 円	381 円	344 円	346 円
安 値	121 円	168 円	241 円	291 円
終 値	172 円	328 円	296 円	320 円
株 価 収 益 率	11.4 倍	60.8 倍	39.2 倍	-倍

(注) 1. 各決算期の株価収益率は、当該決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

2. 平成18年3月期の株価につきましては、平成17年9月26日現在で記載しております。

(3)その他

当社は、新株予約権によるストックオプション制度を運用しており、株主総会決議日、新株予約権発行数、新株予約権の目的となる株式の種類及び数、資本組入額及び行使期間は次のとおりであります。

株主総会決議日	新株予約権発行数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使に際して払い込む価額	資本組入額	行使期間
平成17年6月29日	2,818 個	当社普通株式 2,818,000 株 (各新株予約権の目的たる株式の数は当社普通株式 1,000 株)	1 株あたり、326 円	原則として、行使価額に 0.5 を乗じた額	平成19年8月1日から平成21年7月31日まで

以 上

ご注意：この文書は、当社が2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

平成 17 年 9 月 27 日



各 位

会社名 神 鋼 電 機 式 会 社
代表者名 取締役社長 佐伯 弘文
(コード番号 6507 東証 第一部)
問合せ先 総務人事部 法務・広報グループ長
小 島 茂
(TEL 03(5473)1800)

2010 年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 9 月 27 日開催の取締役会において決議いたしました 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件について決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 本社債の発行価額と同額とする。
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当たりの額 当初 372 円
(以下「転換価額」という。)
(参考) 決定日(平成 17 年 9 月 27 日)における株価等の状況
イ. 株式会社東京証券取引所における終値 323 円
ロ. アップ率 $\left[\left(\frac{\text{転換価額}}{\text{株価(終値)}} - 1 \right) \times 100 \right]$ 15.17%
- (2) 新株の発行価額中の資本組入額 1 株につき 186 円
本新株予約権 1 個が上記転換価額に
より行使された場合の資本組入額

2. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また本新株予約権の理論的価値と、本社債に利息を付さないこと、発行価額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的な価値とを勘案して、本新株予約権の発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初転換価額は、投資家の需要状況及びその他の市場動向等を勘案し、2005 年 9 月 27 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 15.17% 上回る額とした。

ご注意：この文書は、当社が 2010 年 10 月 14 日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。

(ご参考) 2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 本 社 債 の
発 行 総 額 | 6,000,000,000 円 |
| (2) 発 行 決 議 日 | 2005年9月27日 |
| (3) 申 込 期 間 | 2005年9月28日午前8時(日本時間)まで。 |
| (4) 払 込 期 日 及 び
発 行 日 | 2005年10月14日(スイス時間) |
| (5) 本新株予約権の
行 使 請 求 期 間 | 2005年10月28日から2010年9月30日まで(いずれもルクセンブルグ時間)とする。但し、期中繰上償還の場合には、当該償還日に先立つ5銀行営業日前の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとし、本新株予約権付社債の所持人の選択により本社債が繰上償還される場合には、償還日である2008年10月14日に先立つ8銀行営業日前の銀行営業終了時(ルクセンブルグ時間)までとし、期限の利益喪失の場合には、期限の利益喪失時までとする。上記いずれの場合も、2010年9月30日(ルクセンブルグ時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。(「銀行営業日」とは、チューリッヒ、ルクセンブルグ及び東京において銀行が営業している日をいう。) |
| (6) 償 還 期 限 | 2010年10月14日(スイス時間) |

以 上

ご注意：この文書は、当社が2010年10月14日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本件においては国内における証券の公募は行われません。また、米国における証券の公募も行われません。